

大綱の策定等について

1 大綱の概要

【趣 旨】

教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）の策定を首長に義務付けることにより、地域住民の意向のより一層の反映と地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図る。（法第 1 条の 3 第 1 項）

【策 定】

- 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その「目標」や「施策の根本となる方針」を、地域の実情に応じて、国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定める。
- 首長は、総合教育会議において、教育委員会と十分に協議・調整を尽くし策定する。
- 大綱を定め、又は変更したときは、遅滞なく、公表しなければならない。

2 大綱の策定方針(案)

【方 針】

- 第 6 次総合基本計画との整合を図りつつ、次の施策分野に係る「根本となる方針」を定める。

①学校教育	②子育て支援	③青少年健全育成
④生涯学習	⑤市民スポーツ・レクリエーション	⑥文化・芸術

【期 間】 5 年（平成 28 年～平成 32 年）

【スケジュール】

- 第 6 次総合基本計画の作成の進捗に合わせて、大綱素案の作成を進める。

平成 27 年 6 月	策 定 方 針 調 整
平成 27 年 9 月 ～ 平成 27 年 10 月	協 議 ・ 意 見 調 整
平成 27 年 12 月 ～ 平成 28 年 1 月	素 案
平成 28 年 2 月	最 終 案
平成 28 年 4 月	大 綱 発 効